

申 入 書

兵 庫 県 議 会 自 由 民 主 党 議 員 団

兵 庫 県 議 会 公 明 党 ・ 県 民 会 議 議 員 団

兵 庫 県 議 会 ひ ょ う ご 県 民 連 合 議 員 団

性暴力・性犯罪被害者への支援の充実にかかる申し入れ

性暴力・性犯罪は、「魂の殺人」と呼ばれており、心身に多大なダメージを与え、その被害者個人の人格と尊厳を著しく侵害する行為である。平成26年に内閣府が行った調査によると、強姦被害の7割以上が、親族や知人など顔見知りからの被害であり、そのため警察も含めていずれかの機関へ相談した被害者は、約3割という結果であり、顕在化するものは極めて少ないことが、大きな課題となっている。

本県においては、任意団体である「性暴力被害者支援センター・ひょうご」が、性暴力被害に特化した支援団体として尼崎総合医療センターにおいて活動しているが、人的・財政的基盤が脆弱であり、支援できる地域や内容が限られた状況となっている。

国では、昨年4月に閣議決定した「第3次犯罪被害者等基本計画」において、性暴力・性犯罪被害者への医師による心身の治療、医療従事者・民間支援員・弁護士・臨床心理士等による支援が可能な「ワンストップ支援センター」の設置を都道府県に求めている。ワンストップ支援センターは、既に34都道府県で設置済みであるが、未だ本県では設置されていない。

現在、警察に被害申告した性犯罪被害者は、法律相談、心理相談、医療費助成制度等の支援を受けることが可能であるが、警察に申告できない被害者は、支援を受けることができない。

については、県民が不幸にして性暴力・性犯罪被害に遭った場合、警察への被害申告の有無に関わらず、被害者が希望する支援を受けることができるワンストップ支援センターの設置を下記のとおり要望する。

- 1 性暴力・性犯罪被害者の支援に特化したワンストップ支援センターの設置等を通じ、警察への被害申告の有無に関わらず、被害者が心身のケアや法律面の相談等を受けることのできる仕組みを構築すること。
- 2 性暴力・性犯罪被害者からの相談に応じる専門ホットライン等を設置すること。
- 3 県内医療施設に連携病院としての協力を広く求め、被害者の希望に沿った診療等を受けられる体制を整備すること。
- 4 警察に被害申告できない被害者が受けられる医療費助成制度を創設すること。

平成 29 年 1 月 27 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

兵庫県議会自由民主党議員団

幹 事 長 松 本 隆 弘

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

幹 事 長 岸 本 か ず な お

兵庫県議会ひょうご県民連合議員団

幹 事 長 上 野 英 一